



目次

- ◆2022 年度 三鷹市中国残留邦人等地域生活支援事業
講演会「女たちの戦争～満州と沖縄で起こったこと」..... 1
 ◇2022 年度 三鷹市中国残留日本孤儿等地区生活援助事业项目
 演讲会 5
- ◆入管法「改正」法案強行採決に抗議する声明 9
 ◇抗議入管局《修改法案》強行执行的申明 11
- ◆図書紹介 『座談会「中国残留邦人国家賠償請求15訴訟」をふり返る
—「お国の姿が知りたかった」中国残留婦人からの問いかけ』... 14
 ◇图书介绍《座谈会回顾“中国残留孤儿申请国家赔偿诉讼”
—《“想了解国家的真相”中国残留孤儿们提出的质问》... 14
- ◆三鷹市社会福祉協議会第45回福祉バザーに出展!! 15
- ◆お知らせ 15
 ◇通知 15
- ◆事務局から 16
 ◇事務局通知 15...

<http://www.kikokusha.com/>
<http://d.hatena.ne.jp/kikokusha-nisshi/>

2022 年度 三鷹市中国残留邦人等地域生活支援事業

講演会 「女たちの戦争～満州と沖縄で起こったこと」

講師：佐藤直子さん（東京新聞論説委員）

2023年2月26日表記が行われた。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻が一年経過した現在、「また大きな戦争が始まるんじゃないか」と世界が不安に陥っているのに乗じるようにして日本政府は軍備拡大にいそしんでいます。この日の講演は「戦争は私たち市民の暮らし、庶民の暮らしに何をもたらすのでしょうか」と問題を投げかけて始まった。

佐藤さんは1990年代終わりごろから沖縄取材にかかわってきた。「女の視点」からみても、沖縄と「満州」には共通点が多いと思うようになったという。戦争を女性の目から俯瞰してみれば、何が見えてくるのか。「満州」と沖縄、一見つながりが薄いように思える二つの場所が、一つの出来事によってつながってくる。

1 敗戦と同時に「満州」に取り残された「中国残留孤児」「中国残留婦人」

「満州」というのは、日本が戦前、国土を拡大するために、現在の遼寧省、吉林省、黒竜江省の中国東北部3省に築いた「傀儡国家」。「五族協和」「王道楽土」をスローガンに掲げて、多くの日本人を送り出す計画を立てた。87年前の本日おきた「二二六事件」。「満洲移民」に反対していた高橋是清蔵相が殺され「満州政策」に反対する声がなくなる。



その年の8月、広田内閣は満州開拓移民を20年間に100万戸、500万人の送り出しを計画。女性も大いに使われた。とりわけ「大陸の花嫁」。1939年に当時の拓務省、文部省、農林省の3省が一体となって、「花嫁100万人計画」を打ち出す。その手引書(1942年)には、「民族資源の確保のため、開拓民の定着性増強すること②民族資源の量的確保とともに、大和民族の純血を保持すること」などを挙げている。貧しい家の男たちは、「大陸に渡れば土地を持てる」というスローガンに惹かれて満州に渡ったが、女性は「産む機械」として必要とされたのである。しかし、1945年8月の敗戦を境に、中国に取り残された日本に帰れない残留婦人が生まれていく。

満州に残された女性たちを苦しめたものは数え切れなと思うが、極限の苦しみといえば、性被害だと思う。1945年8月9日にソ連は国境を越えて攻めてきたが、8月10日時点で大本営は命令を下す。「朝鮮は防衛、満州は放棄」と。関東軍は撤退。開拓団の男たちはすでにソ連の南下に備えて「根こそぎ動員」されていたので、開拓団にいない。残っていたのは、女性、子ども、高齢者のみ。軍隊の目的というのは、あとでお話する沖縄の場合でも同じことで、「本土防衛」。住民は「捨て駒」でしかない。軍隊に去られてしまった開拓団の人々は、自分たちを守ってくれると思っていた武力も失い、丸腰のまま中国大陸に投げ出された。待ち受けたのは、逃避行。途中でもう逃げられないと諦めて、いわゆる「集団自決」が起きたり、ソ連兵や中国兵にレイプされたり、むごたらしい状況になる。開拓団の団長たちに指示されて、若い女性たちがソ連兵に差し出される「性接待」もあった。女性を差し出した開拓団は、それによって命拾いをはかったわけだが、女性の「性」はただの道具。これらの性被害については、帰国者の会の何人かの残留婦人が語っている。被害を証言しているのは、開拓団の女性だけではない(「帰国者の会」がまとめた『私たちは歴史の中に生きている』『道なき帰路』参照)。

帰国の道を失った女性たちの中には、中国人の家に入る人が出てくる。帰国者の会に

集る残留婦人はみな、中国人の妻になった女性。親きょうだいを生かすために、女性たちは金銭や、トウモロコシなど食料と引き替えに、売られた人もいる。

戦争のとき、女性の「性」は産むために利用されたが、戦後は、レイプや性接待、不本意な婚姻などによって、踏みにじられた。

2 沖縄で起きたこと

去年は、沖縄が本土復帰して50年でした。最初に申し上げたように、私は1990年代の終わり頃から沖縄取材にかかわり、沖縄戦やPTSDなど戦争後遺症、米軍基地被害、現在の辺野古新基地建設問題などの取材を続けている。

配布した「沖縄」の年表をみていただきたいが、沖縄は日本の多くの地域と異なる歴史を持っている。明治時代までは「琉球国」という独立国家で、中国などと貿易をしながら栄えていた。しかし明治期に政府が武力を使って強制的に併合した(「琉球処分」と言われている)。そして、絶対に忘れてはならないのは、第二次大戦の末期に地上戦があった地域だということである。

1945年3月、米軍の大艦隊が沖縄の島々をぐるりと囲んで砲弾を島に打ち込み、島は砲弾の嵐にさらされた。米軍は3月23日に慶良間諸島へ上陸。米軍に追い詰められて、数多くの住民が家族の中で命を奪い合う「集団自決」によって命を失った。米軍は4月1日、沖縄本島の読谷付近から上陸。日本軍32軍は3か月の戦闘の末、本島南端の摩文仁で牛島満中将が自決したことで戦闘を終えた。

この戦争は、本土防衛の時間稼ぎのために民間人をくまなく動員した、軍官民一体の戦争で、住民は、「満州」と同じ、捨て石でしかなかった。だから、前年に子どもら一部が九州などに疎開した後、住民は島から出ることもできなくなった。男は、軍と一緒に戦う、10代の少年少女も「鉄血勤皇隊」「看護学徒」「護郷隊」などとして戦闘や軍の下働きに動員された。県民の4人に1人、20万人が犠牲になった。

3 戦後 米軍の占領 米兵のすさまじいレイプ

沖縄は戦後、米軍に占領され、日本が52年にサンフランシスコ講和条約によって独立しても、沖縄は日本と切りはなされて、1972年の「日本復帰（本土復帰）」まで米国の統治下にあった。「日本国憲法」が及ばない軍事植民地とされ、沖縄の人に人権はなかった。

米兵は沖縄女性を「戦利品」として、まるで狩猟でもするように襲った。驚くことに、レイプの被害は、沖縄戦の渦中、1945年3月から始まっている。

きょうは、その厳しい事実をみなさんに知っていただきたいくて、ひとつの年表を持ってきた。沖縄の「基地・軍隊を許さない行動する女たちの会」が作成した「年表」である。2012年に那覇市で開かれた「慰安婦展」の会場で初めて見たときは息ができなかった。この年表ほど悲しい年表はないだろうと思った。会のメンバーでもある沖縄の歴史家宮城晴美さんが、長年沖縄県の公文書館にずっと通いつめて、新聞記事や米公文書、市町村史、研究者たちの著作などに出てくる被害事実を拾い出し、時系列に、冊子にまとめたのである。本日は宮城さんのご厚意で提供していただいた。宮城さんは、沖縄戦のときに集団自決が起きた座間味島の出身で、著書に、村役場の職員だったお母さんの自決事件に対する証言をまとめた『母の遺したもの』がある。

米兵は、民家に押し入る、畑から連行する、家族の目の前で暴行もあった。朝、昼、夕、夜、被害者は赤ちゃんからお年寄りまで。被害時間も年齢もさまざま。占領期、日本復帰から今日まで、米兵のレイプ被害は途切れることがない。

1995年の少女暴行事件をきっかけに、沖縄で基地の全面撤去や整理縮小を求める声が大きくなるとなった。性被害は「沈黙の被害」ゆえ、年表は氷山の一角でしかない。

なぜ沖縄に被害が多いのか。ひとことでいえば、米軍基地が集中しているから。1972年の本土復帰の前よりも多い。復帰後は本土の基地が沖縄に移転したため沖縄に基地は集中させられている（1950年代【沖縄2：本土8】、現在【沖縄7：本土3】）。これが、「基地の中に沖縄がある」と喩えられるゆえ

んであるが、米兵にとって女性は「戦利品」。軍隊は殺人もいとわない、暴力を肯定する組織である。女性たちに起きているすさまじい性暴力は、軍隊があるゆえの被害で沖縄はそのすさまじい暴力組織を復帰後はさらに押しつけられたというわけである。なお前記年表にさらに多くの被害事実を加えた13版が本講演後の5月に完成したことを付記する。

4 性被害の背景に「女性差別」

再び話を残留婦人に戻すと、日本政府は、残留婦人に対して「13歳」の壁をもうけた。なぜ13歳を境界にしたのか、それは今日の「性犯罪規定」の見直しでも盛んに問われた、性行為の同意年齢が13歳であることと関連しているのではないかと私は推察する。13歳以上なら、相手が子どもでも合意があったとなれば犯罪にならない。1950年代、厚労省は中国人と結婚し、子どものいる邦人女性の多くを「帰国の意志なし」と判断、戸籍抹消などもしているケースもある。そんなものだから、残留婦人に対する帰国政策もまたは冷たいもので、孤児とは差がつけられている。婦人には、親族の身元引受を求めた。これが帰国の大きな足かせになった。

明らかに女性に対する差別。日本人で帰りたい人を分ける必要などないのに、分けたのである。婦人の帰国が遅れたのは、大陸に残された多くが、女性だったからではないか。男性が残されていることだったら、日本政府もなんとかして日本に帰す努力をしたと思う。ソ連抑留者には帰国を求める運動もあった。でも、残留婦人にはなかった。もう中国にいて、中国人の夫がいて、子どももいる。帰国の意思はない、と片づけられていた。

そして、二世の国籍差別の問題もある。1984年改正まで、日本の国籍法は父系主義がとられていた。ゆえに帰国者の残留邦人が女性の場合は、二世は中国籍のまま、日本国籍を取れなかった。しかし、残留邦人が男性の場合は、二世は父と同じ日本国籍を取得できた。今も二世は、家族によって国籍が日本と中国に分かれている。これは女性の帰国者を差別した扱い、女性差別である。国籍は生活の保障につながる重大問題。今もって解決してい

ないこの問題を、日本政府は二世が国籍によって不利益を受けないように策を講じるべきなのです。

実は、帰国できた人でも、ソ連兵や中国人らによる強姦の末に妊娠した女性たちに対し、日本に帰国した時に「不法妊娠」として医師らが違法な堕胎処置した。法に触れてまで堕胎したのは、妊娠した女性のためだというよりも、大和民族を汚すな、と。外国人の血を日本に入れるな、という日本の純血主義があったのではないか。だから、残留婦人に対して日本政府が積極的に帰国させず、冷遇したのも、この純血主義に通底しているように思う。中国人と結婚した女性はもう日本には必要がない、というような。

5 沖縄には日本軍の慰安所も

性の加害者は米兵だけではない。戦時中、沖縄には旧日本軍の慰安所が130カ所以上もあった。将兵の性の相手をさせられた女性たちは、沖縄・那覇の遊郭の女性や、植民地の朝鮮半島から連行した女性たち。戦後も祖国の朝鮮半島に帰れず、沖縄にとどまったペ・ポンギさんという女性のことは作家の川田文子さんが著書『赤瓦の家—朝鮮から来た従軍慰安婦』に書いている。慰安所に使われた家は今も残っている。私は、その跡地を訪ねたことがあるが、いずれも大きな民家。地域のいい家を軍が接収して使っていた。旧日本軍は、アジア地域、侵略した中国では、現地の女性を連行して慰安婦にしたり、監禁しての強姦が繰り返されていました。

映画監督の班忠義さん（「中国残留婦人」を描いた『曾お婆さんの海』の著者）が被害に苦しんできた現地の女性たち取材し、「太陽がほしい」というドキュメンタリー映画にしている。旧日本軍にも解決していない慰安婦問題があるのである。ソ連兵も、米兵も、そして日本兵も、戦争や軍隊は性暴力とは切っても切れない、女性を痛めつける構造がある。

6 社会保障が遅れた戦後沖縄 中国残留邦人にも無策

沖縄の戦後は米軍の占領により、72年の復

帰まで日本の社会保障制度は及ばなかった。

保険がきかないから医療費が高い、戦争で男手を失った女性たちには、家族のために米兵を相手に収入を得るしかなかった人もいた。1960年代から70年代のベトナム戦争のとき、戦場から帰還した米兵の暴行事件が頻発し、殺された沖縄女性もいる。

制度的な生活保障がないという状況は、大変な思いをして帰国しても困窮していた残留婦人にも当てはまる。帰国しても、病院の家政婦さんとか、体を酷使する肉体労働しか仕事はない。日本の親族は彼女たちの帰国に賛成していないケースが少なくないから、婦人たちは親族を頼らないで働き詰め。苦勞をかけた人々に対して、日本の政府は生活の保障がまったくおざなり。ゆえに帰国者の会の初代会長の鈴木則子さんや西田瑠美子さん、藤井武子さん3人の残留婦人らが原告となった国賠訴訟はまさに、「満州」に送出しながら女性たちを放り出した日本政府の責任を問いつつ、生活保障の権利を求めた裁判だったと思う。

7 女たちに戦後はない

「満州」でも、沖縄でも言えること。戦争は女性の性を道具にし、戦後も女性たちの性は踏みこまれてきた。戦後は、性暴力という新たな戦争に女性たちは投げ出されたといえる。だから、この女性たちには、多くの日本国民が受け止めた終戦はなく、「戦後」なかったのではないだろうか。

昨年は、1972年の日中国交正常化、沖縄の本土復帰から50年の節目の年だったが・・・

残留婦人にとっても、沖縄の女性にとっても、1972年は何も救済につながる年ではなくて、被害が温存または、さらに過酷になるターニングポイントだったのではと思う。

残留婦人も、沖縄の女性も、彼女たちのたどった戦中戦後をみると、日本が今も女性を差別する国であり続けている問題に通じていると思えてならない。

8 再び聞こえる軍靴の音

南西諸島の軍備拡大 島々に軍事基地 琉球新報、沖縄タイムスなど地元紙は連日軍

事化問題を掲載し続けている。民主党政権下では止まっていたが、2014年7月、安倍政権下で辺野古新基地建設が強行。その建設地に沖縄戦の激戦地だった本島南部の遺骨混じりの砂を使う計画をしている。ちょうど、「平和の礎」などがある南部戦跡のエリアの砂である。

米兵の交通事故は日常茶飯事、轟音を上げる米軍機の騒音被害、米軍機の墜落事故、数年前の宜野湾市の保育園の園庭に米軍機の部品が落下する事故も発生している。

ウクライナ戦争を奇貨として、対中感情が煽られ、最近では北朝鮮のミサイル問題なども

あり、南西諸島の軍備拡大を支持するような論調も目立つ。政府は、安保三文書を出して、安保政策を大転換した。この動きは非常にあぶない。

残留婦人や沖縄の歴史を通していえるのは、女性たちが、ただかわいそうだったね、気の毒だったね、と思うことではなくて、今の危うい国の動きをどう監視し、どう批判するのか、声を上げることを考えることだと思う。国家と個人の問題にどう目を向けていくのか、ということである。

(文責：みんなてん編集委員会)

2022年度 三鷹市中国残留孤儿等地区生活援助事业项目

演讲会《以女人的视角看战争～在满洲和冲绳发生的事件》

演讲者：佐藤直子女士（东京新闻论说委员）

2023年2月26日我们举办了上述演讲活动。

现今，俄罗斯对乌克兰的军事侵略已经过去了一年了，当世界正处于这种动荡不安，我们担忧“有可能再次发生战争吗？”的时候，日本政府却利用这样的危急趁机扩大军备，让我们不得不深思“战争给我们市民的生活，百姓的生活究竟带来的是什么？”这些问题。

佐藤女士从1990年代末开始对冲绳采访的队伍，从“女性的视角出发”发现冲绳与“满洲”有很多共通之处。如果从女性的视角俯瞰战争，会是怎样的一片风景？“满洲”与冲绳，乍看完全没有联系的两个地方，却可以用一件事情联系起来。



1 在战败时被遗留“满洲”的“中国残留孤儿”、“中国残留妇女”

“满洲”是日本战前为了扩大国土面积在现在的中国东北部辽宁省、吉林省、黑龙江三省建立的“傀儡国家”。当时在高举“五族协和”、“王道乐土”的口号中，制定了输送大量日本人移民满洲的计划。在87年前的今天发生的“二二六事件”，也就是在反对“满洲移民”的高桥是清财务大臣遇刺后，对反对这个计划的呼声就消声灭迹。同年8月，广田内阁制定了20年内输送满洲开拓移民100万户、500万人的计划。女性也被政府大肆利用，特别是当时的“大陆新娘”。1939年由当时的拓务省、文部省、农林省三省共同打造推出了“新娘100万人计划”。当时的手册（1942年）上，有“为了确保民族资源，增强开拓民的扎根；②从量上确保民族资源，同时保持大和民族的纯血性”等记载。这些政策对贫困的男性来说是被“去大陆就可以拥有土地”的口号吸引而远渡满洲，而对女性来说则是被当作“生育的机器”的需要。以1945年8月战败为界，这些妇女被遗留中国无法回归日本。

虽然说被遗留在满洲的妇女所受的千辛万苦是无以计量的，但她们所受的最大痛苦，莫过于性方面的迫害。1945年8月9日苏联军

越过国界开始发起攻击，8月10日日本大本营下达了“保卫朝鲜、放弃满洲”的命令后，关东军开始撤退。开拓团的男性为了应对苏联军南下被“彻底动员”，开拓团里只剩下了女性、孩子和高龄人。当时军队的目的是为了“保卫本土”，这和后面要谈及的冲绳情况相似，居住在当地的人们只是政府棋盘上的“弃子”。开拓团的人们失去了他们以为可以保护自己的军队，被直接抛弃在中国大陆。等待他们的是漫长的逃跑旅程。其中也不乏因意识到无法逃跑而中途放弃的所谓“集体自杀”，或遭受苏联兵强奸等悲惨遭遇。

此外，也出现了受开拓团团长等命令将年轻女性献给苏联兵的“性招待”等事件。虽然献上女性的开拓团由此捡回了性命，但是女性的“性”对他们来说只是他们手上的工具。曾有几位残留妇女在归国者之会讲述过她们的性被害的惨痛经历。但是实际上受到伤害的不仅仅只是开拓团中的那些提供了被害证言的女性（由归国者之会所收集归纳，可参照《我们在历史中存在》、《无路归途》）。

其他也有因失去归国的渠道而进入了中国人的家庭的妇女。因此，归国者之会里集结的残留妇女都是那些成为中国人妻子的女性。她们中也有经历了以出卖她们为代价换取金钱、玉米等食品让父母兄弟生存下去的人。

战争时期，女性的“性”是作为生育的机器而被利用，而战后，她们经历的是强奸、性接待和并非自身意愿的婚姻等践踏。

2 在冲绳发生的事件

去年是冲绳回归本土50周年纪念。如前所述，我是从1990年代末开始参与冲绳采访，之后一直从事冲绳战、PTSD等战争后遗症、美军基地的受害事件、现在则是边野古新基地建设问题等调查采访。

大家从散发给各位的“冲绳”年表中可以了解到冲绳拥有与日本其他地区所不同的历史。至明治时代为止，琉球国曾经是一个独立的国家，在与中国等贸易的过程中繁荣起来的。但是，明治时期因政府采用武力强制性地进行了合并（被称为“琉球处分”）。而大家绝对不能忘记的则是二战末期发生过陆地战的那些地区。

1945年3月，美军的大舰队包围了冲绳的

岛屿开始发起炮力进攻，岛屿都面临着炮弹风雨的攻击。美军于3月23日登陆庆良间诸岛。在美军的攻击下，大量的当地住民发生了家庭内部互相剥夺生命的“集团自杀”，从而造成大量生命的牺牲。

美军于4月1日，从冲绳本岛的读谷附近开始登陆。日军32军团经过3个月的浴血奋战，最终以本岛南端的牛岛满中将在摩文仁自杀而结束了这场战斗。

为了为本土防卫拖延时间这次战斗调动了所有的民间百姓，成为一场军官民一体的战争。当地住民也和“满洲”相同，只是政府棋盘上的“弃子”而已。因此，在头一年将儿童们等部分人口疏散到九州等地以后，当地住民就已经不能离开岛屿了。男性不得不与军队共同战斗，而10岁左右的少男少女则被动员到“铁血勤皇队”、“看护学徒”、“护乡队”等，在战斗中协助军队。当地县民中每4人中就有一人死去，总计有20万人的生命葬送在这场战役中。

3 战后 美军占领 美军的性残害

冲绳战结束后，冲绳被美军占领。即使在1952年接受旧金山讲和条约日本独立以后，冲绳依然与日本本土分离，直至1972年“回归日本”为止一直处于美国的统治下。冲绳人一直处于《日本国宪法》效力外的状况，他们并不拥有人权。

而美军则像袭击猎物一样将冲绳女性作为他们的“战利品”。令人震惊的是，这些性侵犯的被害是从冲绳战时期，也就是1945年3月就开始了。

今天为了让在座的各位了解到这一事实真相，我带来了一张年表。这是由冲绳的一个名叫“不可饶恕基地、军队行为的女性结成会”的组织制作的年表。2012年我在那霸市参加“慰安妇展”的会场上首次看到这张年表，当时让我震惊得极尽窒息，这是一张多么悲哀的年表。该年表是由该会会员、冲绳历史学家宫城晴美女士长年在冲绳县公文书馆根据新闻报刊、美国公文书、市町村史、以及研究者的著作等中收集到的被害事实，并按照时间顺序整理成册的。今天承蒙宫城女士的厚意提供给在座的各位。宫城女士本人是出生于冲绳战时发生集体自杀的座间味岛，她在著作《母亲遗留下的》

里记录了她母亲曾是村役所职员对自杀事件的证言。

美军当时闯入民宅、从田地强行将妇女带走、也有在家庭成员面前施暴等行为，不分早晨、中午、晚上、夜间，被害人从婴儿到老年人，这些被害事件发生的时间、被害人的年龄各不相同。不论占领期间，还是回归日本以后，直至现在，美军的性暴力行为从未停止过。

1995年因发生少女暴力事件，以此为契机，在冲绳展开了要求全面撤除基地及整理缩小基地的呼声，且日益高涨。而这些性被害因为都是“沉默的被害”事件，实际上年表也仅仅只是冰山一角。

为什么在冲绳发生如此大量的被害事件呢？概而言之，主要还是因为美军基地集中在冲绳。其数量比1972年回归本土前还要多，因为回归后将本土的基地也转移到了冲绳，这就形成基地在冲绳集中的现象（1950年代【冲绳2：本土8】、现在【冲绳7：本土3】）。这也是冲绳被戏称为“基地中的冲绳”的原因。对美军来说女性是他们的“战利品”。军队是一个肯定杀人和暴力的组织，这些发生在女性身上的悲惨性暴力，也是因为有了军队才导致的被害案件。这样的暴力在冲绳回归以后反而变本加厉。此外，需要附记的是上述年表的第13版（1945年4月～2021年12月）是在本演讲结束以后，5月完成的。

4 性被害的背景是对女性的歧视

现在，我们把话题拉回到中国残留妇女的问题上来。日本政府对残留妇女提出了一个“13岁”的设障条件。那么，为何要设置这样的13岁的年龄限制呢？个人推测是因为现今大家激烈的一个问题，即修改“性犯罪的规定”的讨论，与同意性行为的年龄是13岁有关。因为性侵时的年龄如果在13岁以上，即使仍然还是孩子，有同意的话就不能算作犯罪。1950年代，厚生劳动省将大多数与中国人结婚，生育有孩子的日本女性都断定为“没有归国的意向”，并且还有被取消户籍的情况发生。由此，在对待残留妇女政策方面政府的态度也是非常冷酷无情的，与孤儿有很大的差别。并且，妇女被要求必须有亲属愿意接受归国，这个条件成为限制她们归国的一个枷锁。

显然，这是对女性的歧视待遇。虽然完全没

有必要对希望归国的人进行区别对待的，但是实际上采取了这样的差别对待。这也造成了妇女们归国的延迟，但是实际上更多遗留在大陆的，不都是女性吗？如果遗留的是男性，也许政府会付出努力，用某种方式让他们回国。在日本曾经出现过要求让遗留在苏联的人们回国的运动，但是对待残留妇女却没有。已经在中国结婚并生儿育女的人，便以没有归国意向处理。

此外，在二世的国籍问题上也采取了同样的差别对待。一直到1984年修改法规为止，日本国籍法采用的是父系主义。这样就导致如果归国者是女性，二世就只能是中国国籍，无法取得日本国籍。但是如果残留孤儿是男性二世就可以跟父亲一样取得日本国籍。

即使现在，二世家庭里也仍然存在拥有日本和中国国籍，也就是两种国籍的现象。这是对女性归国者的差别待遇，对女性的歧视。国籍是联系到生活保障的重要问题，日本政府时至今日仍然没有解决这个问题，应该采取行动早日解决。

实际上，对已经归国的妇女因遭到苏联兵或中国人强奸怀孕的，回国时以“不法怀孕”处置，医生们采取了违法堕胎的手段。即便是触犯法规也要强行堕胎，其根源并非是为女性们着想，而是不能玷污大和民族；不让外国人的血混入日本。难道这不是日本的纯血主义思想在作怪吗？因此，日本政府没有积极地让残留妇女回国、冷漠处理的原因也是这种纯血主义思想在作怪。与中国人结了婚的女性就没有必要回国了。

5 冲绳里也有日本军的慰安所

实际上，对妇女的性伤害不仅仅是美军。战争时期，冲绳的旧日本军也有130所以上的慰安所。为将士们提供性服务的女性来自冲绳、那霸的娱乐设施，以及从朝鲜半岛殖民地强行带来的。作家川田文子女士为战后一位无法回归祖国朝鲜半岛，遗留在冲绳的裴奉奇女士著书，写了一本叫做《赤瓦房-朝鲜来的从军慰安妇》的书。那些用于慰安所的房屋至今还保留着。我曾经去采访过那个地方，都是很大的民宅。军队征收了当地富裕家庭的房屋。在侵略亚洲地区、中国时则是将当地的女性带走作为慰安妇或监禁以后施以强奸反复伤害。

班忠义先生（记录了在中国残留妇女的《曾奶奶的海》的作者）是一位影视作家，他采访了当地受害的妇女们，制作了一部叫《希望阳光》的纪录片。旧日本军也没有解决慰安妇的问题。苏联兵、美军、以及日本兵，实际上，战争和军队都与性暴力有着紧密的联系，这种框架结构形成最终受到伤害的都是女性。

6 造成冲绳社会福利延迟 对待中国残留孤儿问题也毫无策略

冲绳在战后被美军占领，直至1972年回归都没有获得日本的社会保障。

没有保险意味着必须支付高额的医疗费用，女性们因为战争失去男性的依靠，为了家人不得不靠出卖自己的身体换取收入。从1960年代到70年代越南战争时，从战场归来的美军频繁发生了暴力事件，有的冲绳女性甚至遭到杀害。

没有生活保障这个问题，同样也适用于历经千辛万苦回国以后同样面临贫困局面的残留妇女。即便她们回国以后，也只能从事医院的护理等辛苦的肉体劳动。因为日本的家属不赞成她们回国的情况居多，在没有依靠的情况下不得不拼命工作维持生活。一方面，日本政府完全没有对这些经历苦难的人们提供生活保障。面对这样的状况，归国者之会的第一任会长铃木则子女士、西田瑠美子女士、藤井武子女士的三位残留妇女以原告的身份对政府提起了国家赔偿诉讼，这正是质问日本政府将妇女们输送到满洲的责任、要求生活权利保障的诉讼。

7 妇女还没有迎来战后

战争将妇女作为性的工具，战后也一直恣意践踏女性，这对满洲和冲绳来说都一样。战后妇女们面临的则是性暴力这样新的战争。因

此，对于女性们来讲她们还没有真正实现多数日本国民所认为的终战和战后！

虽然去年是1972年的日中邦交正常化、冲绳回国本土50周年的纪念...

我认为1972年对残留妇女、冲绳的妇女来说，是她们没有获得任何救济、继续受害，且受害状况变得更加悲惨的一个时间点。

通过残留妇女、冲绳的妇女以及她们的战时、战后的生活经历的了解，我不得不说日本至今仍然是一个歧视妇女的国家。

8 军靴的踏步声再次响起

西南诸岛的军备扩大化、岛屿上的军事基地、琉球新报、冲绳时报等等，本地报刊连日都在报道这些日本军事化的问题。民主党政权下曾经一旦停止，但安倍政权后2014年7月强行启动了边野古新基地建设。该建设计划使用冲绳战中发生激战的本岛南部地区混有遗骨的石沙。这也是建有和平基础等纪念碑的南部战斗地的石沙。

在冲绳美军的交通事故已是司空见惯，还有美军飞机的噪音、美军飞机的坠毁事故、数年前还发生过美军飞机的零件掉落在宜野湾市幼儿园园内的事件。

利用乌克兰战争煽动对中国的负面感情，最近因为北朝鲜的导弹问题等支持在西南诸岛扩大军备的论调也逐渐明显。政府现在提出了安保三文书试图对安保政策进行一个大转换，这样的局势非常危险。

通过残留妇女和冲绳的历史我们可以告诉大家，我们不仅仅只是可怜她们的悲惨遭遇，我们应该严密监视国家现在的危险举动，如何提出批判，如何发出我们的声音。也就是说，这是需要我们思考如何正视国家与个人之间的关系问题。

（文责：明天编辑委员会）

入管法「改正」法案強行採決に抗議する声明

表記につき 2023 年 6 月 9 日、参議院本会議で多くの疑問と反対のなか強行採決された。わたしたちはこれに抗議する。

そもそも保護をするための難民法と、外国籍者の出入国の管理を目的とする出入国管理法は目的が異なるもので、本来、別の法律として別の部署が担当すべきである。しかし「改正」法案はこれが一緒になったまま「難民申請が 3 回以上になった場合に原則、強制送還できる」規定が「改正」の柱とされて審議された。そのため、国会での審議が「難民問題」「その申請回数」に集約されてしまい、他の問題に関しては審議すら行われないうまま、強行採決された。

日本の難民認定は他国に比し極めて少数である。これは難民認定のずさんさが原因のひとつであり、きちんとした審査すら行われていないなか、難民申請回数制限によりこれを「合法化」するのではないかと指摘されてきた。参議院法務委員会審議の中で、それを裏付ける事実が明確になった。「難民を探して認定したいと思っているのに、ほとんど見つけることができない」と述べた参考人は、実はひとり集中して多数件数を担当、単純計算すると一件平均数分しか費やしてなかったことが判明したのである。審査の妥当性に疑義が生じ、立法事実すらなかったことが明確になった。

また入管での処遇、とりわけ医療問題は重要な論点であったが、名古屋入管でのウィシュマさん死亡を受けた改革の一環として大阪入管が常勤医師として雇われた医師が、酒に酔って診察していた事実が参議院審議の終盤である 5 月 30 日に社会的に発覚、報道された。この事実は法案の国会提出前に判明していたにもかかわらず、法相はそれを隠し、「常勤医師の確保等、医療体制の強化などで改革の効果が着実に表れている」などと答弁していた。この問題はそれまでも指摘され続けてきた「人権をかえりみない」入管の対応を象徴したものであり、それを「合法化」するものではないかという本法案の基底にある問題である。

本法案の根幹的な問題を提示したこの 2 つの事実はいずれも参議院段階の終盤になって「発覚」したもので、十分な審議が必要であるにもかかわらず、数の力で強行採決に賛成した議員は、「国権の最高機関である」国会議員の役割を放棄したと断じざるを得ない。

入管法の対象者に対する人権問題はこれにとどまらない。本法案は人権侵害に抵触する問題が極めて多く含まれていた。特に、入管が司法審査なく身体拘束する権限（期限もない）、仮放免の制限、監理人が報告義務を怠れば過料まで科される監理措置、罰則付きの退去命令制度、そして在留特別許可申請制度から実刑 1 年を超える者を排除するなど多くの問題が含まれた法案であった。これらは外国籍者に対する入管庁の人権感覚と密接に結びついた問題である。

難民審査や収容者の処遇につき入管内部で上記のような事態が生じるのは、そもそも入管法という法律が「入管の自由裁量を可」とする内容になっているからである。「改正」法においてもその本質はまったく変わっていない。日本国憲法や国際人権条約の下にある法律は、本来日本国憲法や国際人権条約に沿った制度設計が必要である。しかし収容は期限もなく入管の自由裁量である。行政処分にあっても日本国憲法 31 条以下の適正手続条項は準用されるはずであり、司法のチェックなしに身体拘束などできるはずがない。司法チェックのない拘束は自由権規約 9 条（特

に4項)違反でもある。また、退去強制により「家族分離」をもたらす法律は、家族の保護を謳った自由権規約17条等との整合性がなければならない。

本年3月31日、本「改正」法案につき、国連人権理事会の特別報告者らが「国際人権基準を満たしていない」として、抜本的な見直しを求める共同書簡を日本政府に送った。

その骨子は以下である。

①「政府案」では、「非正規滞在の外国人」を「原則」として「収容」することが前提となっていて、入管の主任審査官の裁量により「収容しない」ケースは例外にすぎないという点で、自由権規約9条に違反する。

②「非正規滞在の外国人」を入管施設に収容する上で、司法審査がないことは、自由権規約9条4項の違反。

③入管施設での収容期間に上限が定められていないことについて、自由権規約9条に違反する。また日本政府が続けている「無期限収容」は拷問および虐待に当たり得る。

④難民条約には難民等を生命や自由が脅威にさらされる恐れのある国へ追放・送還してはならないという「ノン・ルフールマン原則」がある。それにもかかわらず、3回以上難民認定申請をした者等について母国に送還できるようにする「政府案」は、送還後に生命や権利が脅かされる可能性があり、自由権規約7条、拷問等禁止条約3条、強制失踪条約16条に違反する恐れがある。

⑤出入国管理においても、「子どもの最善の利益」を念頭に置くことが求められる。子どもとその家族について原則として収容しないこと、収容期間の上限を法律で明記すべきこと。

しかし、上記は基本的に受け入れられることなく無視された。「改正」法でも身体拘束に司法審査の制度をとらず、収容を続けるべきか3か月ごとに入管が検討するという条項を新設、あまりにも問題のある監理措置制度を入れただけである。④に関しては若干議論されたが、他はすべて議論さえされないまま「改正」法が制定された。

本「改正」について、わたしたちの会は、主に、犯罪をおかした中国帰国者家族のことを問題にした反対声明を出し、それを各政党や議員に郵送するなどして問題提起してきたが、議論されないまま強行採決された。

いうまでもなく中国帰国者家族は過去の歴史を鑑みて日本が受け入れきたもので、生活の基盤は日本であり、家族も日本で暮らしてきている。法的に条約に準じた効力をもつ日中間の口上書(1993年12月5日「日本国籍残留日本人又は中国国籍残留日本人の日本への里帰り又は永住の問題に関する協議の記録」)は、中国残留邦人の受入れのみならず、家族分離を忌避するため「その家族の定住」を目的に締結されたものである。ここには、「家族の離別の問題の発生を避けるため」・・・「日本に永住することを希望する場合には、日本政府は、出入国関係法令に基づいてこれを受入れ、そのために必要な措置を講じ、各種手続の便宜を図る。日本政府は、日本国内において、これらの家族の法律上の正当な権利を保護し、日本での生活、就業、学習等の面における便宜を図る」と明記されている。この口上書に沿いながら不十分ではあるものの、1994年に中国残留邦人支援法が制定された。

加えて、中国帰国者2世3世は父系主義という違憲国籍法が原因で日本国籍者と中国籍者が混在している。同じ犯罪をしても当然ながら日本国籍者には退去強制はない。

現在、入管で運用基準としている「在留特別許可に係るガイドライン」では、「在留特別許可に係る基本的な考え方及び許可判断に係る考慮事項」として「積極要素」「消極要素」が並列して記されている。「犯罪」については、消極要素(「特に考慮する消極要素」として(1)「重大犯罪等により刑に処せられたことがあること」が運用基準になっており、<例>には「凶悪・重大犯罪により実刑に処せられたことがあること」「違法薬物及びけん銃等、いわゆ

る社会悪物品の密輸入・売買により刑に処せられたことがあること」が挙げられている。

「改正」法では在留特別許可の申請手続が法的に創設され、家族の事情、日本における在留の期間などが許否判断に当たっての考慮事項として明記（50 条 5 項）されたが、一方で 1 年を超える実刑の刑事処分を受けた者等は原則として在留特別許可申請を認めないことが明記された（50 条 1 項）。現行ガイドライン上はあくまでも積極要素・消極要素として同列関係にあった「考慮事項」から「犯罪」のみを取り出して在留特別許可申請を原則として認めないものとしたこと、および「凶悪・重大犯罪により実刑」を「1 年を超える実刑」として前科の対象範囲を広げたことによって、これまで在留特別許可が出ていたケースも 50 条 1 項で排斥され（50 条 5 項の許否判断に至ることなく）、許可されなくなる可能性が極めて高くなる。そもそもガイドラインには法的拘束力がなく、入管も裁判所も許否判断に当たって必ずその内容に拘束されるものではなかったが、今回、法律に明文化され法的拘束力を持たせてしまったことは極めて重大な問題である。

受刑者のみならず少年院被収容者についても「在留更新が認められず非正規滞在とされ退去強制になる」事案があり、「改正」によりこれも拡大する危惧がある。

そもそも犯罪・非行の背景には、差別・いじめがあり、これは日本社会が引き起こしている。それを無視し、「犯罪」「非行」という外形に焦点をあて、在留特別許可申請を原則として認めないよう「整備」するというのが「改正」法案の内実であった。

過去の歴史を鑑みて在日コリアンなど特別永住者には退去強制は事実上なくなった（1991 年の特例法）。この経緯を基盤にしながら、「定住外国籍者の受け入れ」からはじまり、家族を含めた日本での生活などについて十分に検討して、今回の「改正」法案を検証する必要がある。

このような議論が国会でなされることが不可欠であったが、まったく議論すらされないまま強行採決された。わたしたちは断固として抗議する。

2023 年 6 月 26 日
NPO 法人中国帰国者の会

抗议强行通过入管法《修改》法案的声明

照理为了保护难民的难民法和以管理外国人出入国为目的的出入国管理法，两法的目的完全不同，应该是不同的法律由不同的部门来负责。但是这次的《修改》法案却将两个问题混为一谈。这次法案提出的“三次以上申请难民的，原则上可以强制遣送”的规定居然成为《修改》法案的主心骨进入审议。因而误导国会将讨论都集中在“难民问题”、“申请次数”问题上，其他的在没有审议的情况下被强行通过。

日本与其他国家相比认定难民的数量极少。其根源之一是草率的难民认定程序，本来就没有经过慎重的审查，这次通过修改法律对申请难民的次数加以限制，被大家指责实际上是将迄今的草率程序合法化。在参议院法务委员会的审议中，各种事实也证明这个指责是正确的。有一位参考人说：“本来是想做难民认定，却发现基本上找不到”。这是因为大量的申请案件都集中在某一个人手上，单纯计算实际上平均每个案件所花费的处理时间仅仅只有几分钟。这次由于审查的妥当性受到大家的质疑，连立法事实都不存在的情况已经暴露无遗。

同时，入管局的待遇，特别是医疗问题也成为这次讨论的重点。在名古屋入管局 RATHNAYAKE LIYANAGE WISHMA SANDAMALI（日语为：ラトナヤケ・リヤナゲ・ウイシュマ・サンダマリ）死亡事件发生后，本来大阪入管局是作为改革工作的一环雇佣的常勤医生，结果这位医生居然酒后诊疗。该事件也在参议院审议的最后阶段，即5月30日暴露后并被报道于世。其实司法大臣在法案提交国会以前就已经知道这件事，他不但故意隐瞒，还以“确保常勤医生等，切实体现了强化医疗体制等改革效果”等在答辩中敷衍。这方面的问题入管局也曾多次遭到指责，现在“忽略人权”似乎已经成为入管局在处理相关问题时的一个标牌象征。那么，这次法案岂不是将这些问题都变得合法化了吗？这才是该法案存在的最根本的一个问题。

有关本法案的上述两个根本性问题都是在参议院审议的最终阶段才暴露于世。即便如此，照理应该进行充分讨论的，却以投票数量为背景强行通过。不得不说不说这些投赞成票的议员们已经放弃了他们作为国会议员为“国家权力的最高机构”工作的职责。

入管法对处理申请案件时存在侵犯人权的问题还不仅限于此。本法案中还存在很多与人权保护相抵触的问题。特别是入管局在没有经过司法审查的情况下对身体约束的权限（无期限）、对假释的限制、对监护人在疏忽报告义务时的罚款方式的监护措施、带有处罚性质的强制遣送命令制度、以及在留特别许可申请制度中剔除超过一年实刑的人等等。这些都是入管局在处理拥有外国国籍的人的问题上与人权密切相关的问题。

难民审查以及对收容人的处理问题上，入管局内部出现上述事态的原因是入管法本身没有形成“入管局的自由裁量”。《修改》法案从本质上讲这一点也没有发生变化。日本国宪法及国籍人权条约下制定的法律本身就有必要建立符合日本国宪法和国际人权条约的制度框架设计。但是无期限的收容却是属于入管局的自由裁量权限的范围。即使是行政处分，也应该符合日本国宪法第三十一条的适正程序条项，在没有司法监督的情况下是不能对身体进行约束的。没有司法监督的约束将违反自由权规约第九条（特别是第四项）的规定。此外，由于强制遣送造成“家庭分离”的法律与讴歌保护家庭的自由权规约第十七条之间必须具备整合性。

今年3月31日，联合国人权理事会的特别报告人等针对本《修改》法案向日本政府送达了“不符合国际人权基准”，要求进行根本性修改的共同信函。

该信函的中心内容如下：

一、“政府法案”中，是以“非正规滞留的外国人”为“原则”进行“收容”，根据入管局的主任审查官的裁量“不收容”的案件不过是例外案件，这一点违反自由权规约第九条规定。

二、“非正规滞留的外国人”在入管设施收容以后，没有司法审查属于违反自由权规约第九条第四项规定。

三、在入管设施收容期间没有规定上限将违反自由权规约第九条。且日本政府所坚持的“无期限收容”也可以认为是相当于拷问和虐待行为。

四、难民条约中有“不能推拒”原则，即规定不得将难民等驱逐、送还到对生命、自由有威胁的国家。尽管如此，对三次以上申请难民认定者遣送回母国的《政府法案》将造成遣返后对生命和权利产生威胁的可能性，有违反自由权规约第七条，禁止拷问等条约第三条，强制失踪条约第十六条的可能性。

五、从出入国管理方面来讲，要求将重点放在“对儿童最佳利益”方面。应该在法律上明确记载原则上不收容儿童和其家属成员，收容期的上限。

但是，上述问题不但没有被接受反而遭到无视。《修改》法没有采纳约束身体受司法审查的制度，还新设了每三个月由入管局研讨是否继续收容的条项，采用了存在各种问题的监护措施制度。对于第四点虽然之前有过若干讨论，其他问题基本上在没有经过讨论的情况下就制定了《修改》法制度。

对于本《修改》法案，我们归国者之会主要是针对触及犯罪的中国归国者家属的问题提交了反对声明。我们向各政党、议员邮送这些相关材料，但是最终却在没有任何讨论的情况下被强行通过。

因为历史性原因日本一直接受中国归国者的家属，直到现在，中国归国者的生活基础在日本，家属也在日本生活。日中两国的口述记录（1993年12月5日《有关日本国籍残留日本人或中国国籍残留日本人回归日本或永住问题的协议记录》）这部具有适用于法律效力的条约中，缔结了不仅日本接受中国残留孤儿，为了防止家庭分离，将以“其家属定住”为目的文书。其中，明确记载了“为了防止家属离别问题的发生”、“本人希望在日本永住时，日本政府根据出入国关系法令接受并采取有必要的措施，为各种手续提供便宜。日本政府在国内为保护这些家属在法律上的正当权利，为在日本生活、就业、学习等方面提供便宜”，根据该不充分的口述记录内容，日本政府于1994年制定了《中国残留孤儿援助法》。

加之，因受违反宪法的父系主义国籍法的影响，中国归国者二世、三世中出现了日本国籍者和中国国籍者两种类型，即使同样的犯罪自然拥有日本国籍的人是不会被强制遣送的，而有中国国籍的二世则不然。

在入管局运用标准的《有关在留特别许可的方针》中规定“有关在留特别许可的基本思考方法及判断许可与否的考虑事项”中，有“积极因素”和“消极因素”的并列记载。在该记载中将“犯罪”作为消极因素（“特别考虑的消极因素”）处理。

（1）“因重大犯罪等曾被处以刑罚处罚的”是具体的运用标准，比如在<例>中就举出“因凶恶、重大犯罪被处以实刑的”、“因违法毒品及枪支等，所谓社会恶劣物品的走私、买卖等被处罚的”等。

这次在《修改》法中创设了在留特别许可的法定申请程序，明确记载了将家庭情况、在日本的在留时间等作为判断许可与否的考虑事项（第五十条第五项），同时也明确记载了对超过一年实刑的刑事处罚等的人，原则上不认可在留特别许可（第五十条第一项）的规定。现行的执行方针仅仅只是将积极因素和消极因素作为同列关系的“考虑事项”，而《修改》法则是将“犯罪进行”作为特别并规定，提出原则上不认可在留特别申请，以及用“凶恶、重大犯罪被判处实刑”、“超过一年实刑”来扩大了前科的对象范围，造成先前可以获得在留特别许可的申请也会因第五十条第一项而被排除在外（无需第五十条第五项的许可与否），今后类似情况无法获得许可的可能性将会变得极高。本身，指导方针并没有法律约束力，入管局和法院在判断许可与否时并不一定要受其内容的约束，但是，通过法律的明文规定使其具备了法律约束力，这是一个极其重大的问题。

过去受过刑的，曾经被少年院收容过的人都涉及到“不认可在留更新作为非正规滞留而出现过强制遣送”的事案，我们担忧《修改》法将会扩大这个范围。

对于归国者来说，造成他们犯罪、不良行为发生的背景中还存在着一个日本社会的歧视和凌辱问题。如果无视这样的社会背景，仅仅只是将焦点发在“犯罪”、“非法”等外部条件，那么在留特别许可申请口口声声是“完善”，事实上只是从原则上向不认可推行的《修改》法案而已。

考虑到过去的历史性原因，现在日本基本上不存在对在日韩国人等特别永住者进行强制遣送了（1991年的特例法）。以这样的事实为基础来考虑，从“接受外国国籍人的定居”到充分考虑家庭成员在日本的生活等，还需要进行各方面的探讨。大家也应该了解到有必要对这次《修改》法案进行验证。

虽然在国会展开这样的讨论是不可或缺的程序，但是却在完全没有讨论的情况下强行通过。对此，我们提出强烈的抗议。

2023年6月26日
NPO法人中国归国者之会

図書紹介

『座談会「中国残留邦人国家賠償請求訴訟」をふり返る —「お国の姿が知りたかった」中国残留婦人からの問いかけ』

前号にもお知らせしましたが、表記が発刊されました。座談会の出席者でもある小川津根子さんが日本記者クラブ会報に「座談会冊子」をご紹介してくださいましたので転載し、あらためてご紹介します。



個人にとって国策とはなにか。

戦中の重要国策・満洲農業移民。その家族として送り出された当時 10 代の少女三人。敗戦とソ連軍侵攻のなかに取り残された多くの残留婦人のうちだ。帰国を訴え続け、実現したのが 50 歳と 60 歳。帰国後も支援策はゼロ状態。「お国のため」と信じていた軍国少女は、70 歳にして「国にとって私たちは何だったのか、知りたい」と国を訴えた。

過酷な体験、民族差別と女性差別、加害と被害の連鎖、幾世代も続く戦争の被害など明らかにされ、最高裁裁判長の異例の少数意見もついた。だが、裁判所の裁判記録破棄の暴挙で、この記録もヤミの中に。ならばと、当時

「中国帰国者の会」で行った原告・弁護人・支援者の座談会記録に、各自加筆して、残すことにした。

是非多くの方にお読みいただきたい。(小川津根子 記)

送料込みで 400 円 希望者は会にご連絡ください。

图书介绍

《座谈会“回顾中国残留孤儿国家赔偿申请诉讼” —“想了解国家的真相”中国残留孤儿们提出的质问》

前号刊中已经介绍了上述标题的刊物已经正式刊行。座谈会的参会人小川津根子女士在日本记者俱乐部的会报上介绍了《座谈会的简册》并进行了转载，在此特意再次介绍。

对个人来说国家政策为何物？

战争时期的重要国策、满洲农业移民。一个家庭送出去的是战败和苏联军进攻时被遗留的大量妇女中当时年仅 10 多岁的三位少女。她们一直要求回国但是他们实现愿望的时候已经是 50 岁、60 岁了。归国后也完全没有得到任何国家援助。这些坚信是“为了国家”的军国少女，在 70 岁的时候向国家提起了诉讼，“对于国家来说我们到底是什么，我们想要知道！”

她们的悲惨经历、民族歧视和女性歧视、加害与被害的连锁、延续了几代人的战争被害也因此公布于世，最高法院院长对该案表明了无前例的少数意见。但是，因为法院销毁审判记录的暴行，这些记录也无法重建天日。为此，我们将当时“中国归国者之会”的原告、辩护人、援助人座谈会的内容记录下来，在参会者各自修改后印刷成册。

希望更多的人能够了解到这个事实。(小川津根子 笔)

加算邮费 400 日元 有购买者请与归国者之会联系。

三鷹市社会福祉協議会第 45 回福祉バザーに出展!!

本年 11 月 19 日（日）に三鷹市の三鷹中央防災公園・元気創造プラザにて「第 45 回福祉で幸せみんなの三鷹福祉バザー」に、三鷹市社会福祉協議会の要請を受けて出展しました。当日の出展団体は 33 団体、来場者数はなんと 1,170 人です。

当会のブースは建物の奥の体育室でしたが、スタンプラリーの影響で、子ども連れのご夫婦や子どもや若者たちが訪れてくれました。壁に帰国者問題とは何かをしてもらうための映像を映し、来訪者に資料を渡し、話を聞いてもらいました。

こちらの思いを静かに受け止めてくれる方々が多いことに喜びました。また、近親者の方が満洲への渡航経験や従軍経験があったり、帰国された方もいらっしやると話して下さる方もいました。出来ればこれからも続けたいと思います。



お知らせ

本年度の通常総会開催される

8 月 13 日 N P O 法人中国帰国者の会総会が開催され、事前にお知らせした議案のとおり可決した。本年度は役員の変更年（2 年ごとに選任）で、役員は中村洋・石井小夜子・小川津根子・北原土久・遠藤秋子・大塚栄子・橋本美緒・種子島秀子の 3 名に決定。理事長は従来どおり中村洋。なお、本年 6 月 1 日主たる事務所が東京都三鷹市下連雀 3 丁目 2 2 - 5 Y K ソナンビル 2 0 1 に移転した。電話番号は従前とおり。

総会にて、支出の関係で会の基金を取り崩すことも承認されたが、できるだけ基金を維持したいので、是非会員の会費、賛助者の賛助会費等納入をお願い支度、本号に振込用紙を同封した。会の郵便振替場号は本誌の末尾に記載されている。

通知!

举办本年度常时总会的报告

本年度 8 月 13 日 N P O 法人中国归国者之会总会按时举办，在会议上通过了事先公告的议案。因本年度是董事变更年度（每 2 年重新），董事决定由中村洋、石井小夜子、小川津根子、北原土久、远藤秋子、大塚栄子、桥本美绪、种子岛秀子的三名成员担任。理事长照旧由中村洋担任。此外，本年度从 6 月 1 日开始将主要办事处迁移到东京都三鷹市下连雀 3 丁目 2 2 - 5 Y K ソナン大厦 2 0 1 室。电话号码不变。

本次总会虽然通过了今后在经费支出方面使用本会的基金的议案，但是我们仍然希望继续保留基金，因此也烦请各位继续支付会费的会费、赞助者的赞助会费等，本刊中附有会费的转账单，在末尾也记载有本会的邮局转账号。

●●会費納入のお願い●●

2019 年度より、年会費が 1,000 円になりました。今年度会費が未納の方は、会費の納入をお願いいたします。納入には、同封の振込用紙をお使いください。

●●请大家交纳会费●●

自从 2019 年度年会費变为 1,000 円。未缴纳本年度会费的会员们，请缴纳会费。请大家交纳会费。

交纳会费之际，请用附在信内的邮局存入单。

事務局から



今、パレスチナが絶望的に悲惨な状況になっている。12 月に入った直後にガザ地区への攻撃休止が終わり、ハマスからの攻撃を理由にイスラエル軍は再び苛烈な無差別攻撃とも思える攻撃を始めた。瞬く間に多くの民間人が亡くなり、ガザの人々は塙の外へも逃げ出せない。隣国エジプトはパレスチナ難民の受け入れを拒否。種子島ほどの大きさだというガザ地区に閉じ込められた 200 万人以上の人々は安全な居場所もなく、危機的状況に晒されている。その多くが子どもたちだという。胸が塞がる思いだ。

かつて「満洲」という傀儡国家を作ったこの国の先人たちも、開拓という名のもとに中国の現地の人々を追い出して、彼らの耕した土地や家、財産を収奪してきた。パレスチナの状況と重なってみえる。この国もイスラエルも同じように見えてしまう。

ユダヤ人が 2 千年前に国を追われてから、聖地エルサレムの地を求めた。パレスチナの人々を追い出し、壁を作り狭い地域に押し込めて。いま、ハマスの抵抗を理由に圧倒的な軍事力を見せつけているようだ、アメリカの支援を得て。

国とは何なのだろう。その国の人々にとって安全な居場所というのなら、一日でも早く戦争は終わらせるべきなのに。人を殺して勝ち取る国とはいったい何なのだろうか。答えは見つからない。(M. H)

■事務所

〒181-0013

東京都三鷹市下連雀 3-22-5YK ソナンビル 201 中村洋事務所 TEL070-5588-7827

■会費

年会費:1,000円 / 1,000 日元 賛助会費:一口500円以上 / 一人 500 日元以上

郵便振替番号 / 邮局入款帐号:00110-5-634205

加入者名:特定非営利活動法人中国帰国者の会

発行 / 発行: NPO 法人 中国帰国者の会



中国帰国者の会